

## ＜施工体制台帳等の提出書類チェックリスト＞

書類の種類		提出の要否	
①施工体制台帳（元請負人に関する事項）「別記様式第2号の1（3条関係）」		必須	<input type="checkbox"/>
②施工体制台帳（下請負人に関する事項）「別記様式第2号の1（3条関係）」		必須	<input type="checkbox"/>
③ 添付 書類	A 元請業者が発注者と締結した請負契約に係る契約書の写し	必須	<input type="checkbox"/>
	B 元請業者が下請負人と締結した請負契約に係る契約書の写し	必須	<input type="checkbox"/>
	C 元請の主任（監理）技術者が資格を有することを証する書面又はその写し ※専任を要する監理技術者の場合は、監理技術者資格者証の写しに限る	必須	<input type="checkbox"/>
	D 元請の主任（監理）技術者が雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はその写し ※健康保険被保険者証の写し等 (被保険者等記号・番号については、マスキング処理をしてください。)	必須	<input type="checkbox"/>
	E 元請の専門技術者が主任技術者資格を有することを証する書面又はその写し 元請が専門技術者を置いた場合のみ	元請が専門技術者を置いた場合のみ	<input type="checkbox"/>
	F 元請の専門技術者が雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はその写し	元請が専門技術者を置いた場合のみ	<input type="checkbox"/>
④施工体系図（別記様式3）		必須	<input type="checkbox"/>
⑤作業員名簿「別記様式第2号の3（3条関係）」		必須	<input type="checkbox"/>

※ 下請負人が再下請を行った場合は、その都度、次の書類を追加提出する。

③ 添付 書類	G 再下請負通知書（下請負人に関する事項）「様式第2号の2（3条関係）」	必須(下請から徴取)	<input type="checkbox"/>
	H 再下請負通知書（再下請負人に関する事項）「様式第2号の2（3条関係）」	必須(下請から徴取)	<input type="checkbox"/>
	I 下請負人が再下請負人と締結した請負契約に係る契約書の写し	必須(下請から徴取)	<input type="checkbox"/>
④施工体系図（別記様式3）		必須(再下請人を追記)	<input type="checkbox"/>
⑤作業員名簿「別記様式第2号の3（3条関係）」		必須(下請から徴取)	<input type="checkbox"/>

（注1）上記の順に並べて提出してください。なお、それぞれの書類が複数枚になる場合は、両面コピーでも構いません。（ただし、上記④の書類を除く。）

（注2）契約書については、必要事項14項目の記載は必要となりますが、少なくとも「工事名」「工期」「契約金額」「請負代金の支払時期及び方法」「双方の署名押印」が確認できる部分を添付してください。

（注3）当初契約に内容の変更が生じた場合は、変更後の必要事項を記載のうえ、下請施工状況変更届「様式4号」とともに必要書類を提出してください。

（注4）作業員名簿については、作業従事者が適正な保険等に加入をしているかを確認するために必要な書類となります。建設業法の改正に伴い、提出が義務付けされた書類となります。

施工体制台帳 (作成例)

[会社名・事業者ID] ○○建設株式会社

[事業所名・現場ID] 同上

建設業の許可	許可業種		許可番号		許可(更新)年月日						
	土木、とび・土工、舗装工事業		大臣 特定 知事 一般	○○ 第 12345号	平成○○年4月6日						
	築 工事業		大臣 特定 知事 一般	○○ 第 5432号	平成○○年4月6日						
工事名称及び内容		防災・安全交付金(道路)道路改良工事(○○第1号) (土木一式 土工1,000m3、舗装工1,000m2、側溝工500m、境界工300m、照明灯10基)									
発注者及び住所		〒371-8601 前橋市役所 前橋市大手町二丁目12番1号)									
工期		自 令和○年5月10日 至 令和○年3月20日	契約日	令和○年5月7日							
契約営業所	区分	名称		住所							
	元請契約	○○建設株式会社		前橋市大手町○丁目○○番○号							
	下請契約	同上		同上							
健康保険等の加入状況	健康保険の加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険		労災保険			
		加入・未加入・適用除外		加入・未加入・適用除外		加入・未加入・適用除外		加入・未加入・適用除外			
	事業所整理記号等(HP確認)	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	労働災害補償保険				
	元請	○○建設	○○=○○○○	△△△△	□□□□	○△▽□					
	下請	同上	同上	同上	同上	同上					
発注者の監督員名		前橋 太郎		権限及び意見申出方法		契約書記載のとおり					
現場代理人名		受注 次郎		権限及び意見申出方法		契約書記載のとおり					
監理技術者名 主任技術者名		専任 非専任	元請 三郎		資格内容		1級土木施工管理技士				
監理技術者補佐名				資格内容							
専門技術者名		電源 四郎		専門技術者名							
		資格内容		第1種電気工事士				資格内容			
		担当工事内容		電気工事				担当工事内容			
一号特定技能外国人の従事状況(有無)		有	無	外国人建設就労者の従事状況(有無)		有	無	外国人技能実習生の従事状況(有無)		有	無

- 施工体制台帳を作成又は変更した日付を記入する。特に、下請負契約との日付の整合に注意すること。
- 作成建設業者(元請)の商号名称と工事を担当する事業所名。(事業所等がなく本社(本店)のみの場合は同上と記載)
- 建設業の許可は5年ごとに更新しなくてはならない。(許可内容が契約工事内容と一致すること)
- 特定建設業の許可か一般建設業の許可かの別を明示して記載する。
- 作成建設業者(元請)が発注者と締結した契約書に記載された工事名称、工事内容を記入する。
- 発注者名及び発注者の住所を記入する。
- 作成建設業者(元請)が発注者と締結した契約書に記載された工期、契約日を記入する。**(工期変更が生じた場合は速やかに変更する。)**
- 元請契約:発注者と契約をしている作成建設業者(元請)の本店、支店もしくは事業所名及び住所を記入する。
- 下請契約:一次下請と契約をしている作成建設業者(元請)の本店、支店もしくは事業所名及び住所を記入する。(本店が直接下請契約をしている場合は同上と記載)
- 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」を○で囲む。
- 健康保険、厚生年金保険については、事業所整理記号及び事業所番号。一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の事業所整理記号及び事業所番号を記入する。
- 雇用保険については、労働保険番号もしくは雇用保険適用事業所番号。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、主たる営業所の労働保険番号を記入する。
- 労働災害補償保険は、平成31年4月1日より一括有期届が廃止されたことに伴い施工体制台帳等に労働保険番号を記入する。
- 元請契約に係る営業所で下請契約を行う場合は、下請契約欄に「同上」と記入する。
- 発注者より通知された監督員名を記載する。(原則、一般監督員を記載する)
- 現場代理人:現場に常駐しなくてはならない。現場代理人は、一次下請を監督するため作成建設業者(元請)が配置するものであり、その権限が委任されている。また、一次下請を別の者が監督する場合は、別途「監督員名」を記載すること。なお、現場代理人は、建設業法第7条第1号に規定する「経営業務の管理責任者」、建設業法第7条第2号及び第15条第2号に規定する「営業所の専任技術者」と兼任が出来ません。この規定に違反すると監督処分等の対象となることがありますので、十分、気を付けてください。
- 監理技術者、主任技術者:建設業法第26条で規定する監理技術者・主任技術者名を記載し、第26条第3項により、公共性のある工作物に関する重要な工事政令で定めるものについては、「専任」のものでなければならない。監理技術者は監理技術者証の携帯義務あり。
- 専門技術者:監理技術者、主任技術者とは別の技術者である。請け負った工事に付帯する別の専門分野の工事を直接施工する場合に、主任技術者の資格要件を満たす者を専門技術者として選任し、そのものの氏名を記載する(建設業法第26条の2)。一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。
- 監理技術者の資格内容  
(1) 指定建設業の場合(土木、建築、管、鋼構造物、舗装、電気、造園工事業の7業種)  
① 技術検定その他の試験で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものに合格した者又は他の法令の規定による免許で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものを受けた者  
② 国土交通大臣が①と同等の能力を有すると認定した者  
(2) 指定建設業以外の場合  
① (1)①と同じ  
② 主任技術者の要件のいずれかに該当する者のうち、発注者から直接請負い、その請負金額が政令で定める金額以上である工事に関して2年以上指導監督的な実務経験を有する者。  
③ 国土交通大臣が①又は②と同等の能力を有すると認定した者
- 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄の第一号に掲げる活動を行う者(外国人建設就労者)が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
- 出入国管理及び難民認定法別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの(外国人建設就労者)が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
- 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

【記入要領】

- この様式は元請が作成し、一次下請負業者を通じて報告される再下請負通知書を添付することにより一次下請負業者別の施工体制台帳として利用する。
- 上記の記載事項が発注者との請負契約書や下請負契約書に記載のある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。
- 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
- 元請契約の欄には、元請契約に係る営業所について、下請契約の欄には下請契約に係る営業所について記載する。なお、元請契約に係る営業所と下請契約に係る営業所が同一の場合には、下請契約の欄に「同上」と記載する。下請負人の営業所の名称欄には、請け負う契約に係る営業所について記載する。
- 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載する。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載する。
- 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載する。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載する。
- 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載する。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載する。
- 監理技術者の配置状況について、「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。
- 専門技術者の欄には、土木・建築一式工事を施工する場合等で、その工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は、専門技術者を兼ねることができる。

会社名・事業者ID	□□工業株式会社		代表者名	下請 一郎	
住所	〒371-0000 前橋市〇〇町一〇 (☎〇〇〇-△△△-□□□)				
工事名称及び工事内容	防災・安全交付金(道路)道路改良工事(〇〇第1号) (土木一式 土工1,000m <sup>3</sup> 、側溝工500m、境界工300m)				
工期	自 令和〇年6月10日 至 令和〇年2月10日		契約日	令和〇年6月1日	
契約金額 確認日 (令和〇.6.1)	36,000,000円 (税込み)		【チェック】 ■法定福利費相当額を内訳明示した見積書の提出があった。 ■法定福利費金額が契約書又は契約内訳に明示されている。 (上記法定福利費額 500,000円) □左記の契約金額には法定福利費相当額が含まれている。		
	うち法定福利費 500,000円				
建設業の許可	施工に必要な許可業種		許可番号	許可(更新)年月日	
	土木、どび・土工事業		大臣 特定 知事 一般 第 8888 号	平成〇〇年5月6日	
健康保険等の加入状況 (HP確認)	健康保険		厚生年金保険		雇用保険
	加)・未加入・適用除外		加)・未加入・適用除外		加)・未加入・適用除外
	加)・未加入・適用除外		加)・未加入・適用除外		加)・未加入・適用除外
事業所整理記号等 (HP確認)	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	元請	□□工業株式会社	〇〇=〇〇〇〇	△△△△	□□□□
	下請	同上	同上	同上	同上
現場代理人名	下請 五郎		安全衛生責任者名	下請 五郎	
権限及び意見申出方法	契約書記載のどおり		安全衛生推進者名	福 太郎	
※ 主任技術者名	専任 下請 五郎		雇用管理責任者名	下請 次郎	
資格内容	1級土木施工管理技士		※ 専門技術者名		
			資格内容		
				担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事状況の有無	有(無)	外国人建設就労者の従事状況の有無	有(無)	外国人技能実習生の従事状況の有無	有(無)
-------------------	------	------------------	------	------------------	------

【主任技術者、専任技術者の記入要領】

- 主任技術者の配置状況について[専任・非専任]のいずれかに○印すること。
- 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工の場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
- 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する。)
  - 経験年数による場合
    - 1) 大学卒[指定学科] 3年以上の実務経験 2) 高校卒[指定学科] 5年以上の実務経験 3) その他
  - 資格等による場合
    - 1) 建設業法「技術検定」 2) 建設業法「建築士試験」 3) 技術士法「技術士試験」
    - 4) 電気工事士法「電気工事士試験」 5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
    - 6) 消防法「消防設備士試験」 7) 職業能力開発促進法「技能検定」

【施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)】

- 発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く。)
- 主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者を証する書面又はこれらの写し
- 専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者を証する書面又はこれらの写し

- 下請負人の商号名称、代表者名、住所、電話番号を記入する。
- 下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工事名称及び、工事内容を記入する。
- 下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工期、契約日を記入する。(工期変更が生じた場合は速やかに変更する。)
- 契約金額の確認日については、契約日と同日。
- 法定福利費については、工事の直接的な作業に従事する現場作業員(元請、下請共)に係る法定福利費の事業主負担分を計算してください。法定福利費の対象は、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の保険料(労働災害補償保険を除く)です。通常の法定福利費は、各社の年間の賃金総額に、社会保険の法定保険料率を乗じて算出するため、工事ごとに積算することは非常に困難です。このことから、工事費内訳明細書に記載する法定福利費は、各工事に計上されている労務費を賃金とみなして計算しています。下請からの見積書に法定福利費が記載されている場合は、それを使用して算出することも可能です。  
例) 〇〇工事の法定福利費=下請A社見積に記載の法定福利費+下請B社見積もりに記載の法定福利費 + ...
- 工事価格に含まれる法定福利費は、消費税の対象となるため、請負代金内訳書には、税込の金額を記載してください。
- チェックの欄は、必ず法定福利費の内訳を確認して該当する項目に✓点を記入してください。

- 建設業の許可は5年ごとに更新しなくてはならない。(許可内容が契約工事内容と一致すること)
- 建設業許可を保有していない場合は斜線で消す。(許可のない業者は、500万以上の工事を請け負うことはできません。)

- 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」を○で囲む。
- 健康保険、厚生年金保険については、事業所整理記号及び事業所番号。一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の事業所整理記号及び事業所番号を記入。
- 雇用保険については、労働保険番号もしくは雇用保険適用事業所番号。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、主たる営業所の労働保険番号を記入。
- 労働災害補償保険は、平成31年4月1日より一括有期届が廃止されたことに伴い施工体制台帳等に労働保険番号を記入する。また、下請契約を結んだ一人親方、個人事業主等の方は、特別加入制度を利用し労災保険の特別加入に努めてください。
- 元請契約に係る営業所で下請契約を行う場合は、下請契約欄に「同上」と記載する。

- 現場代理人：一次下請会社の当該施工を担当する現場責任者の氏名を記載する。
- 主任技術者：建設業の許可を有する請負人は技術者を配置しなければならない。(請負金額3,500万円以上で専任配置。)
- 安全衛生責任者：当該場所の労働者数が常時50人以上(ずい道、橋梁、圧気工法は常時30人以上)であり、統括安全衛生責任者を選任すべき事業者以外の請負人で当該仕事を自ら行うものは、安全衛生責任者を選任しなくてはならない。(労働安全衛生法第16条)
- 安全衛生推進者：安全管理者及び衛生管理者の選任が義務付けられていない10人以上50人未満(常時使用する労働者数)の小規模事業場の安全衛生管理体制を明確にし、安全衛生水準の向上を図るために安全衛生推進者の選任が義務付けられている。(労働安全衛生法第12条の2)
- 雇用管理責任者：事業主は、建設事業を行う事業場ごとに「雇用管理責任者」を選任し、建設労働者の雇用管理を行うことが求められている。資格は、法令上特に必要はないが、建設労働者の雇用管理について責任を持つ立場にあるため、企業内においてある程度の地位にあり、雇用管理に関する相当の実務経験のある方が望ましい。(建設労働者雇用改善法第5条)
- 専門技術者：主任技術者とは別の技術者である。請け負った工事に付帯する別の専門分野の工事があり、直接施工する場合(大工工事のみの許可を受けている一次下請会社が、付帯する足場組み立てを行う場合等)に、主任技術者の資格要件を満たす者を専門技術者として選任し、そのものの氏名を記載する(建設業法第26条の2)。主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。

- 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄の第一号に掲げる活動を行う者(外国人建設就労者)が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
- 出入国管理及び難民認定法別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの(外国人建設就労者)が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
- 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

### 再下請負通知書

直近上位 〇〇建設株式会社  
注文者名 現場代理人 受注 次郎

【報告下請負業者】

住所 前橋市〇〇町〇-〇

会社名・事業者ID 〇〇工業株式会社

代表者名 下請 一郎

#### 《自社に関する事項》

工事名称及び工事内容	防災・安全交付金(道路)道路改良工事(〇〇第1号) (土木一式 土工1,000m <sup>3</sup> 、側溝工500m、境界工300m)				
工期	自 令和〇年6月10日	注文者との契約日	令和〇年6月1日		
契約金額	36,000,000円	【チェック】 ■法定福利費相当額を内訳明示した見積書を提出した。 ■法定福利費金額が契約書又は契約内訳に明示されている。 (上記法定福利費額 500,000円) □左記の契約金額には法定福利費相当額が含まれている。			
	うち法定福利費 500,000円				
建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日		
	土木、どび・土工工事業	大臣(特定)知事 一般 第88888号	平成〇年5月6日		
健康保険等の加入状況	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	労災保険	
	加入・未加入・適用除外	加入・未加入・適用除外	加入・未加入・適用除外	加入・未加入・適用除外	
	事業所整理記号等 (HP確認)	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	労働災害補償保険
元請	〇〇工業株式会社	〇〇=〇〇〇〇	△△△△	□□□□	〇△▽□
下請	同上	同上	同上	同上	同上
監督員名	下請 五郎		安全衛生責任者名	下請 五郎	
権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり		安全衛生推進者名	福 一郎	
現場代理人名	下請 五郎		雇用管理責任者名	下請 次郎	
権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり		※専門技術者名		
※主任技術者名	専任 下請 五郎		資格内容		
	非専任 下請 五郎		担当工事内容		
資格内容	1級土木施工管理技士				
一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有(無)	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有(無)	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有(無)

・ 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄の第一号に掲げる活動を行う者(外国人建設就労者)が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

・ 出入国管理及び難民認定法別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの(外国人建設就労者)が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

・ 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

- ・ 再下請負通知書を作成又は変更した日付を記入する。特に、再下請負契約との日付の整合に留意のこと。
- ・ 再下請負通知人が請負った建設工事の注文者の商号名称、現場代理人名(所長名)を記入する。
- ・ 再下請負通知人の住所、商号名称、代表者名を記入する。
- ・ 再下請負通知人が請負った建設工事の元請の商号名称を記入する。(再下請負通知人が一次下請の場合は、直近上位の注文者名と同じ名称となる。)
- ・ 再下請負通知人が請負った建設工事の契約書に記載された工事名称及びその具体的な工事内容を記入する。
- ・ 再下請負通知人が請負った建設工事の契約書に記載された工期、契約日を記入する。工期変更が生じた場合は速やかに変更する。
- ・ 建設業の許可は5年ごとに更新しなくてはならない。(許可内容が契約工事内容と一致すること)
- ・ 建設業許可を保有していない場合は斜線で消すこと。ただし、無許可業者は、500万円未満の工事(建築一式では1,500万円未満)の施工。
- ・ 契約金額の確認日については、契約を行う事前の段階で確認を行った日でも問題ありません。
- ・ 法定福利費については、工事の直接的な作業に従事する現場作業員(元請、下請共)に係る法定福利費の事業主負担分を計算してください。法定福利費の対象は、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の保険料(労働災害補償保険を除く)です。通常の法定福利費は、各社の年間の賃金総額に、社会保険の法定保険料率を乗じて算出するため、工事ごとに積算することは非常に困難です。このことから、工事費内訳明細書に記載する法定福利費は、各工事に計上されている労務費を賃金とみなして計算しています。下請からの見積書に法定福利費が記載されている場合は、それを使用して算出することも可能です。  
例) 〇〇工事の法定福利費 = 下請A社見積りに記載の法定福利費 + 下請B社見積もりに記載の法定福利費 + ……
- ・ 工事価格に含まれる法定福利費は、消費税の対象となるため、請負代金内訳書には、税込の金額を記載してください。
- ・ チェックの欄は、必ず法定福利費の内訳を確認して該当する項目に✓点を記入してください。
- ・ 建設業の許可は5年ごとに更新しなくてはならない。(許可内容が契約工事内容と一致すること)
- ・ 建設業許可を保有していない場合は斜線で消すこと。ただし、無許可業者は、500万円未満の工事(建築一式では1,500万円未満)しか施工できない。
- ・ 健康保険等の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」を、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」を、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
- ・ 事業所整理記号等の営業所の名称欄には、請負契約に係る営業所の名称を、健康保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を、一括承認に係る営業所の場合は、本店の整理番号及び事業所番号を、厚生年金保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、雇用保険欄には、労働保険番号を、継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号をそれぞれ記載する。なお、直近上位の注文者との請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請負業者との請負契約を行う場合には欄をそれぞれ追加する。
- ・ 労働災害補償保険は、平成31年4月1日より一括有期届が廃止されたことに伴い施工体制台帳等に労働保険番号を記入する。また、下請契約を結んだ一人親方、個人事業主等の方は、特別加入制度を利用し労災保険の特別加入に努めてください。
- ・ 元請契約に係る営業所で下請契約を行う場合は、下請契約欄に「同上」と記載する。
- ・ 監督員名：再下請負人を監督するために再下請負通知人が監督員を置く場合に記入する。その権限が現場代理人に委任されている場合は「現場代理人名」を記載する。
- ・ 現場代理人：下請負工事を請負った会社の当該施工部分を担当する現場責任者の氏名を記載する。
- ・ 主任技術者：建設業の許可を有する請負人は技術者を配置しなければならない。請負金額3,500万円以上で専任配置。
- ・ 安全衛生責任者：当該場所の労働者数が常時50人以上(すい道、橋梁、圧気工法は常時30人以上)であり、統括安全衛生責任者を選任すべき事業者以外の請負人で当該仕事を自ら行うものは、安全衛生責任者を選任しなくてはならない。(労働安全衛生法第16条)
- ・ 安全衛生推進者：安全衛生管理体制を明確にし、安全衛生水準の向上を図るため、50人以上では安全管理者及び衛生管理者の選任が義務付けられ、安全管理者及び衛生管理者の選任が義務付けられていない10人以上50人未満(常時使用する労働者数)の小規模事業場においては、安全衛生推進者の選任が義務付けられている。(労働安全衛生法第12条の2)
- ・ 雇用管理責任者：事業主は、建設事業を行う事業場ごとに「雇用管理責任者」を選任し、建設労働者の雇用管理を行うことが求められている。資格は、法令上特に必要はないが、建設労働者の雇用管理について責任を持つ立場にあるため、企業内においてある程度の地位にあり、雇用管理に関する相当の実務経験のある方が望ましい。(建設労働者雇用改善法第5条)
- ・ 専門技術者：主任技術者とは別の技術者である。請け負った工事に付帯する別の専門分野の工事があり、直接施工する場合(大工工事のみの許可を受けている下請会社が、付帯する足場組み立てを行う場合等)に、主任技術者の資格要件を満たす者を専門技術者として選任し、そのものの氏名を記載する(建設業法第26条の2)。一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。

《再下請負関係》 再下請負業者及び再下請負契約関係について、次のとおり報告いたします。

再下請通知書解説  
再下請関係

会社名・事業者ID	有限会社 △△工務店	代表者名	有限 剛			
住所・電話番号	〒371-0000 前橋市〇〇町□□番地 (☎027-0000-)					
工事名称及び工事内容	防災・安全交付金（道路）道路改良工事（〇〇第1号） 型枠工事					
工期	自 令和〇年 7月10日 至 令和〇年12月10日	契約日	令和〇年6月5日			
契約金額	500,000円 (税込み)	【チェック】 ■法定福利費相当額を内訳明示した見積書の提出があった。 ■法定福利費金額が契約書又は契約内訳に明示されている。 (上記法定福利費額 50,000円)				
	うち法定福利費 50,000円	□左記の契約金額には法定福利費相当額が含まれている。				
建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日			
	大工 工事業	大臣 特定 知事 一般 第 99999 号	平成〇〇年4月2日			
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日			
健康保険等の加入状況	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	労災保険		
	加入 未加入・適用除外	加入 未加入・適用除外	加入 未加入・適用除外	加入 未加入・適用除外		
事業所整理記号等(HP確認)	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	労働災害補償保険
	元請	南△△工務店	××××	××××	△△△△	■□□□
	下請	同上	同上	同上	同上	同上
現場代理人名	有限 清		安全衛生責任者名	有限 清		
			安全衛生推進者名	有限 清		
権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり		雇用管理責任者名	有限 次男		
※主任技術者名	専任 有限 清 非専任		※ 専門技術者名			
資格内容	法第7条第2号ロ該当 実務経験10年以上		資格内容			
	担当工事内容					
一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無	

・再下請負通知人の住所、商号名称、代表者名を記入する。  
・再下請負通知人が請負った建設工事の契約書に記載された工事名称及びその具体的な工事内容を記入する。  
・再下請負通知人が請負った建設工事の契約書に記載された工期、契約日を記入する。工期変更が生じた場合は速やかに変更する。

・法定福利費については、工事の直接的な作業に従事する現場作業員（元請、下請共）に係る法定福利費の事業主負担分を計算してください。法定福利費の対象は、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の保険料（労働災害補償保険を除く）です。通常の法定福利費は、各社の年間の賃金総額に、社会保険の法定保険料率を乗じて算出するため、工事ごとに積算することは非常に困難です。このことから、工事費内訳明細書に記載する法定福利費は、各工事に計上されている労務費を賃金とみなして計算しています。下請からの見積書に法定福利費が記載されている場合は、それを使用して算出することも可能です。  
例）〇〇工事の法定福利費＝下請A社見積に記載の法定福利費+下請B社見積もりに記載の法定福利費 + ……  
・工事価格に含まれる法定福利費は、消費税の対象となるため、請負代金内訳書には、税込の金額を記載してください。  
・チェックの欄は、必ず法定福利費の内訳を確認して該当する項目に✓点を記入してください。

・建設業の許可は5年ごとに更新しなくてはならない。（許可内容が契約工事内容と一致すること）  
・建設業許可を保有していない場合は斜線で消すこと。ただし、無許可業者は、500万円未満の工事（建築一式では1,500万円未満）の施工。

・健康保険等の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」を、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」を、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。  
・事業所整理記号等の営業所の名称欄には、請負契約に係る営業所の名称を、健康保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を、一括承認に係る営業所の場合は、本店の整理番号及び事業所番号を、厚生年金保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、雇用保険欄には、労働保険番号を、継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号をそれぞれ記載する。なお、直近上位の注文者との請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請負業者との請負契約を行う場合には欄をそれぞれ追加する。  
・労働災害補償保険 は、平成31年4月1日より一括有期届が廃止されたことに伴い施工体制台帳等に労働保険番号を記入する。また、下請契約を結んだ一人親方、個人事業主等の方は、特別加入制度を利用し労災保険の特別加入に努めてください。  
・元請契約に係る営業所で下請契約を行う場合は、下請契約欄に「同上」と記載する。

・監督員名：再下請負人を監督するために再下請負通知人が監督員を置く場合に記入する。その権限が現場代理人に委任されている場合は「現場代理人名」を記載する。  
・現場代理人：下請負工事を請負った会社の当該施工部分を担当する現場責任者の氏名を記載する。  
・主任技術者：建設業の許可を有する請負人は技術者を配置しなければならない。請負金額3,500万円以上で専任配置。  
・安全衛生責任者：当該場所の労働者数が常時50人以上（すい道、橋梁、圧気工法は常時30人以上）であり、統括安全衛生責任者を選任すべき事業者以外の請負人で当該仕事を自ら行うものは、安全衛生責任者を選任しなくてはならない。（労働安全衛生法第16条）  
・安全衛生推進者：安全衛生管理体制を明確にし、安全衛生水準の向上を図るため、50人以上では安全管理者及び衛生管理者の専任が義務付けられ、安全管理者及び衛生管理者の選任が義務付けられていない10人以上50人未満（常時使用する労働者数）の小規模事業場においては、安全衛生推進者の選任が義務付けられている。（労働安全衛生法第12条の2）  
・雇用管理責任者：事業主は、建設事業を行う事業場ごとに「雇用管理責任者」を選任し、建設労働者の雇用管理を行うことが求められている。資格は、法令上特に必要はないが、建設労働者の雇用管理について責任を持つ立場にあるため、企業内においてある程度の地位にあり、雇用管理に関する相当の実務経験のある方が望ましい。（建設動労者雇用改善法第5条）  
・専門技術者：主任技術者とは別の技術者である。請け負った工事に付帯する別の専門分野の工事があり、直接施工する場合（大工工事のみの許可を受けている一次下請会社、付帯する足場組み立てを行う場合等）に、主任技術者の資格要件を満たす者を専門技術者として選任し、そのものの氏名を記載する（建設業法第26条の2）。主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。

・出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄の第一号に掲げる活動を行う者（外国人建設就労者）が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。  
・出入国管理及び難民認定法別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの（外国人建設就労者）が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。  
・出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

【記入要領】

- 報告下請業者は直近上位の注文者に提出すること。
- 再下請契約がある場合は《再下請契約関係》欄（当用紙の右部分）を記入するとともに、次の契約書類の写しを提出する。なお、再下請が複数ある場合は、《再下請契約関係》欄をコピーして使用する。
- 一次下請負業者は、二次下請負業者以外の業者から提出された書類とともに様式第1号に準じ下請負業者編成表を作成の上、元請に届出ること。
- この届出事項に変更があった場合は直ちに再提出すること。
- 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
- 元請契約の欄には元請契約に係る営業所について、下請契約の欄には下請契約に係る営業所について記載する。なお、元請契約に係る営業所と下請契約に係る営業所が同一の場合には、下請契約の欄に「同上」と記載する。下請負人の営業所の名称欄には、請け負う契約に係る営業所について記載する。
- 健康保険の欄には、事業所整理番号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載する。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載する。
- 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載する。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載する。
- 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載する。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載する。
- 主任技術者の配置状況について、[専任・非専任]のいずれかに○印を付すこと。
- 専門技術者の欄には、土木・建築一式工事を施工する場合等で、その工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。（一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は、専門技術者を兼ねることができる。）複数の専門工事を施工するために、複数の専門技術者を要する場合は、適宜欄を設

施工体系図

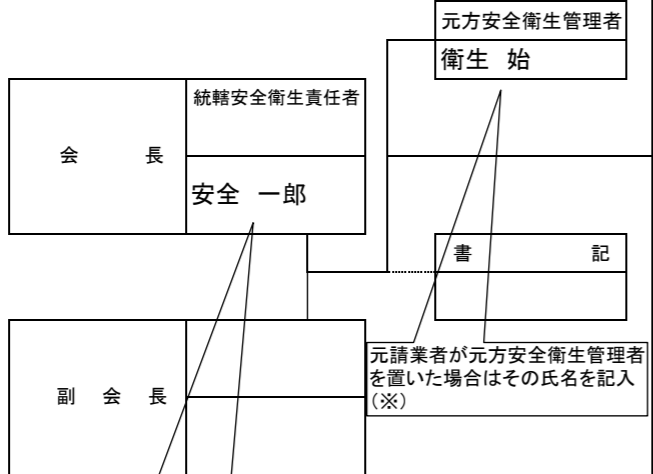
一次下請を監督するために元請業者が監督員を置く場合に記入。その権限が現場代理人に委任されている場合は「現場代理人」を記載する

発注者名	前橋市役所 建設部 道路建設課
工事名称	防災・安全交付金(道路)道路改良工事(〇〇第1号)

元請名・事業者ID	〇〇建設株式会社
監督員名	受注 太郎
監理技術者名 主任技術者名	元請 三郎
監理技術者補佐名	
専門技術者名	電源 四郎
担当工事内容	電気工事
専門技術者名	
担当工事内容	

元請業者が置いた監理技術者又は主任技術者の氏名を記入

元請業者が専門技術者を置いた場合はその氏名と担当する工事を具体的に記入(※)



元請業者が元方安全衛生管理者を置いた場合はその氏名を記入(※)

元請業者が総括安全衛生責任者を置いた場合はその氏名を記入(※)

下請負人の記載事項  
 ○担当する建設工事の具体的な内容の工事名を記入  
 ○下請負人が安全衛生責任者を置いた場合はその氏名を記入(※)  
 ○下請負人が置いた主任技術者の氏名を記入  
 ○下請負人が専門技術者を置いた場合はその氏名と担当する工事の具体的な内容を記入(※)  
 ○下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された工期を記入

参考：記載例 施工体系図

作成建設業者(元請)が発注者と締結した契約書に記入した工期を記入する。

工期	自 令和〇 年 5月 10日から 至 令和〇 年 3月 20日まで
----	--------------------------------------

下請工事の記入欄、左上に下請契約の階級「1次、2次等」を記入する

下請工事の記入欄、右上に下請契約した契約金額を税込みで記入する。

<b>(1次) ¥36,000,000</b>		<b>(2次) ¥500,000</b>		<b>(3次)</b>		<b>(4次)</b>	
構造物	会社名・事業者ID □□工業株式会社 代表者名 許可番号 一般/特定の別 一般/特定 安全衛生責任者 下請 五郎 主任技術者 下請 五郎 特定専門工事の該当 有・無 工 専門技術者 事 担当工事 工期 令和〇年5月10日～令和〇年12月10日	型枠	会社名・事業者ID 有限会社 △△工務店 代表者名 許可番号 一般/特定の別 一般/特定 安全衛生責任者 有限 清 主任技術者 有限 清 特定専門工事の該当 有・無 工 専門技術者 事 担当工事 工期 令和〇年5月10日～令和〇年12月10日		会社名・事業者ID 代表者名 許可番号 一般/特定の別 一般/特定 安全衛生責任者 主任技術者 特定専門工事の該当 有・無 工 専門技術者 事 担当工事 工期 年 月 日～年 月 日		会社名・事業者ID 代表者名 許可番号 一般/特定の別 一般/特定 安全衛生責任者 主任技術者 特定専門工事の該当 有・無 工 専門技術者 事 担当工事 工期 年 月 日～年 月 日
舗装	会社名・事業者ID △△舗装株式会社 代表者名 許可番号 一般/特定の別 一般/特定 安全衛生責任者 北 四郎 主任技術者 北 四郎 特定専門工事の該当 有・無 工 専門技術者 事 担当工事 工期 令和〇年5月10日～令和〇年3月20日	舗装切断	会社名・事業者ID ◇◇カッター有限公司 代表者名 許可番号 一般/特定の別 一般/特定 安全衛生責任者 切 弾次郎 主任技術者 切 弾次郎 特定専門工事の該当 有・無 工 専門技術者 事 担当工事 工期 令和〇年5月10日～令和〇年8月10日		会社名・事業者ID 代表者名 許可番号 一般/特定の別 一般/特定 安全衛生責任者 主任技術者 特定専門工事の該当 有・無 工 専門技術者 事 担当工事 工期 年 月 日～年 月 日		会社名・事業者ID 代表者名 許可番号 一般/特定の別 一般/特定 安全衛生責任者 主任技術者 特定専門工事の該当 有・無 工 専門技術者 事 担当工事 工期 年 月 日～年 月 日
区画線	会社名・事業者ID ××ライン株式会社 代表者名 許可番号 一般/特定の別 一般/特定 安全衛生責任者 誘導 大一 主任技術者 誘導 大一 特定専門工事の該当 有・無 工 専門技術者 事 担当工事 工期 令和〇年5月10日～令和〇年3月20日		会社名・事業者ID 代表者名 許可番号 一般/特定の別 一般/特定 安全衛生責任者 主任技術者 特定専門工事の該当 有・無 工 専門技術者 事 担当工事 工期 年 月 日～年 月 日		会社名・事業者ID 代表者名 許可番号 一般/特定の別 一般/特定 安全衛生責任者 主任技術者 特定専門工事の該当 有・無 工 専門技術者 事 担当工事 工期 年 月 日～年 月 日		会社名・事業者ID 代表者名 許可番号 一般/特定の別 一般/特定 安全衛生責任者 主任技術者 特定専門工事の該当 有・無 工 専門技術者 事 担当工事 工期 年 月 日～年 月 日
	会社名・事業者ID 代表者名 許可番号 一般/特定の別 一般/特定 安全衛生責任者 主任技術者 特定専門工事の該当 有・無 工 専門技術者 事 担当工事 工期 年 月 日～年 月 日		会社名・事業者ID 代表者名 許可番号 一般/特定の別 一般/特定 安全衛生責任者 主任技術者 特定専門工事の該当 有・無 工 専門技術者 事 担当工事 工期 年 月 日～年 月 日		会社名・事業者ID 代表者名 許可番号 一般/特定の別 一般/特定 安全衛生責任者 主任技術者 特定専門工事の該当 有・無 工 専門技術者 事 担当工事 工期 年 月 日～年 月 日		会社名・事業者ID 代表者名 許可番号 一般/特定の別 一般/特定 安全衛生責任者 主任技術者 特定専門工事の該当 有・無 工 専門技術者 事 担当工事 工期 年 月 日～年 月 日

**(1次下請合計額) ¥47,000,000**

一次下請の合計金額を記入  
※下請金額の合計が法令等の規定どおりとなっているか確認するため。

○現場等への掲示については、契約金額の記載がないもので行うこと。  
 ○再下請通知書、下請負業者編成表等を参考にして記入し、契約の流れを実線で表示すること。  
 ○太枠部分は、建設業法で定められた記載事項である。  
 ○下請負人が建設業の許可を受けていない場合は、下請負人に関する「主任技術者」「専門技術者」に関する事項は記入不要。ただし500万円以下の契約に限る。  
 ○ハッチ部分は、下請負人の契約金額を確認するために必要な事項となるため必ず記載する。  
 ○説明書きの後に(※)印があるものについては、技術者等を置かない場合もあるため、その際は記載不要とする。

工事名称を記入。現場IDは建設キャリアアップシステムへ登録している場合記載。

# (記載例) 作業員名簿

( 年 月 日作成)

作成者が一次下請業者の場合は入力不要。二次以降の場合は何次請負なのかと会社名を記入。事業者IDは建設キャリアアップシステムへ登録している場合記載。

事業所の名称 本庁管内 道路改良工事  
 ・現場ID 123456789012  
 所長名 建設 太郎

本書面に記載名簿として安全発生の緊急に元請業者において、記載者本

- ・健康保険組合
- ・協会けんぽ
- ・建設国保
- ・国民健康保険
- ・適用除外

- ・厚生年金
- ・国民年金
- ・受給者

作業員名簿を提出する一次請けの会社名を記入。事業者IDは建設キャリアアップシステムへ登録している場合記載。

一次会社名  
 ・事業者ID

前橋建設  
 223456789012

確認欄

提出日 年 月 日

( 次)会社名  
 ・事業者ID

元請の現場代理人を記載。

型枠大工、とび工など該当工事における役割を記載。

雇入教育は通常受けているため記入。職長教育を受けていれば職長を、それ以外にも受講した特別教育を記載。

番号	ふりがな		職種	※	生年月日	健康保険	建設業退職金 共済制度	建設業退職金 共済制度	雇入・職長 特別教育	教育・資格・免許	入場年月日	
	氏名	技能者ID			年齢	年金保険						雇用保険
1	まえばし いちろう	223456789013	オペレーター	職	1977年1月1日	健康保険組合	1234	有	雇入・職長	車両系建設機械	2級建設機械施工管理技士	
	前橋 一郎				44歳	厚生年金						無
						雇用保険						
2	まえばし じろう	223456789014	圧接工	職	1979年2月2日	協会けんぽ	有	雇入・アーク溶接	ガス溶接			
	前橋 次郎				42歳	厚生年金					無	
						適用除外						
3	まえばし さぶろう	223456789015	電工	職	1981年3月3日	建設国保	有	雇入・電気取扱	第二種電気工事士	2021年5月10日		
	群馬 太郎				39歳	国民年金					無	
						雇用保険						
					年 月 日					年 月 日		
					歳						年 月 日	
					年 月 日						年 月 日	
					歳						年 月 日	
					年 月 日						年 月 日	
					歳						年 月 日	
					年 月 日						年 月 日	
					歳						年 月 日	

技能者IDは建設キャリアアップシステムへ登録している場合記載。

保険番号の下4桁を記

免許よりは権限が限定され、特別教育よりは高度な業務を行うことが可能な技能講習を受講している場合は記載。

試験を受けて合格した免許を記載。

・雇用保険  
 ・日雇保険  
 ・適用除外(事業主やその親族、一人親方)

健康保険法改正に伴い健康保険番号の記載はしない。(斜線)  
 国民年金法第108条の4により基礎年金番号の告知を求めることは禁止。(斜線)

新規入場者教育を実施した際に記入。受入教育実施年月日と同一の日付を記載。

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。

- (現) …現場代理人 (作) …作業主任者 (注) 2.) (女) …女性作業員 (未) …18歳未満の作業員
- (主) …主任技術者 (職) …職 長 (安) …安全衛生責任者 (能) …能力向上教育 (再) …危険有害業務・再発防止教育
- (習) …外国人技能実習生 (就) …外国人建設就労者 (1特) …1号特定技能外国人

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業個所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。

- (注) 3. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。
- (注) 4. 資格・免許等の写しを添付することが望ましい。
- (注) 5. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険)を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。
- (注) 6. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称(厚生年金、国民年金)を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。
- (注) 7. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。(日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載)事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。
- (注) 8. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。
- (注) 9. 安全衛生に関する教育の内容(例:雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育)については「雇入・職長特別教育」欄に記載。
- (注) 10. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格(例:登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士)を有する場合は、「免許」欄に記載。
- (注) 11. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。